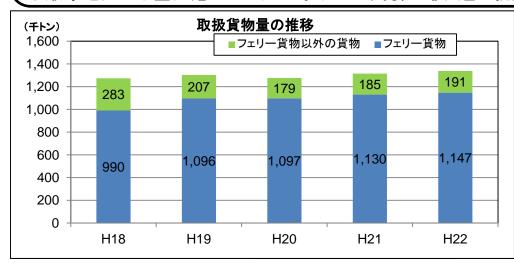
厳原港港湾計画 一部変更

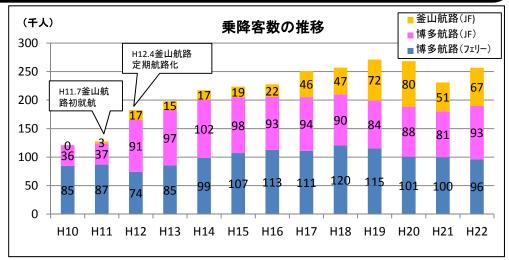
平成24年3月12日 交通政策審議会 第48回港湾分科会 資料 1-3

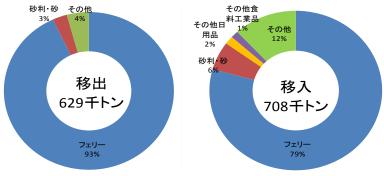


厳原港の概要

- 〇厳原港は、昭和26年に重要港湾に指定。
- 〇長崎県の北西部に位置し、対馬島と九州本土や韓国を結ぶ海上輸送の拠点であり、豊かな観光資源等を活かした国際・国内 交流の観点からも重要な役割を担っている島内唯一の重要港湾。
- 〇平成22年の取扱貨物量は、外貿貨物0.7千トン、内貿貨物1,337千トンで、内貿貨物が対馬島全体の取扱貨物量の9割以上を 占める。
- 〇主要貨物は、フェリー貨物(1,147千トン)が全体の約9割を占め、その他に砂利・砂(58千トン)、その他日用品(17千トン)、 その他食料工業品(12千トン)等が挙げられる。
- ○厳原地区から博多港へフェリーとジェットフォイルが、現在各2便/日で就航している。
- ○厳原地区から釜山港へジェットフォイルが、現在9便/週で就航している







品目別取扱貨物量(平成22年)



厳原港(厳原地区)の利用状況

【厳原港1号岸壁(-5m×105)】

- 国内旅客フェリー(2便/日)及び国内JF(1便/日)が 就航。
- ・平成22年の取扱貨物量はフェリー貨物 移出326千トン、移入299千トン。

【1. フェリー施設の機能不足】

- ・建造から40年が経過(老朽化)
- ・国外旅客用ターミナル機能不足

【厳原港2号岸壁(-5.5m×180)】

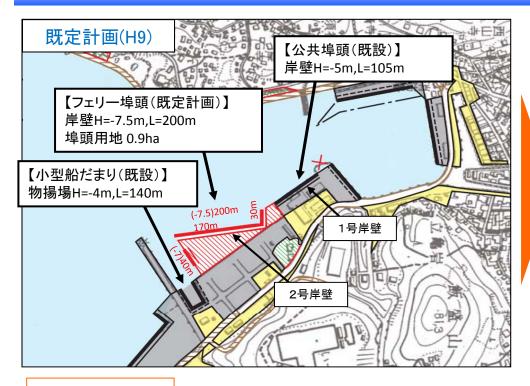
- ·国内JF(1便/日)が就航。
- ・厳原港3号岸壁、4号岸壁の供用(平成22年末)に伴い、RORO船の利用を移しているので、 平成23年は貨物の取扱は無くなっている。
- ・1号岸壁を使用していた釜山航路(3便/週)が平成22年から2号岸壁を利用。

【2. 用地の不足】

- ・駐車場用地が不足している。
- ・イベント用地が不足している。

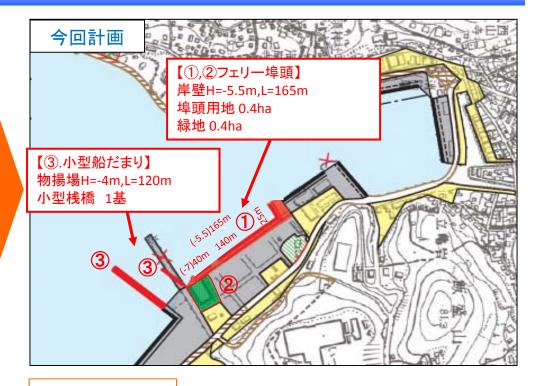


計画変更内容



既定計画時(H9)

- 1. フェリー埠頭の機能強化 フェリーの大型化(6,000GT級)に対応するため、-7.5m岸壁を計画。
- 2. 埠頭用地の拡張 駐車場用地の不足(既設の埠頭用地)が多くの違法駐車を招く等、 港湾活動に支障をきたしている。駐車場用地及び旅客ターミナル の施設(埠頭用地)を計画する。



変更のポイント

①. フェリー航路の機能強化(国際、国内)

フェリーの大型化の見込みが無くなったため、3,000GT級を想定 したフェリー岸壁(2号岸壁)を新たに整備する。

②. 地域活性化に向けた賑わい空間の創出

国内フェリー岸壁(2号)背後用地の区画を整理し、駐車場や旅客 ターミナル用地を確保する。また、小型船だまりを埋め立て、緑地 とすることで、地元の祭り等を開催する用地を確保する。

③. 海上保安体制の機能確保

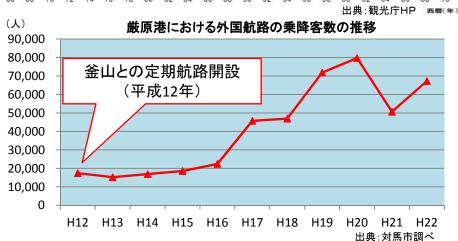
多層係留により安全性が確保できていない状況を踏まえ、巡視艇 係留地を確保する。また、今後巡視艇の大型化も予定されている。

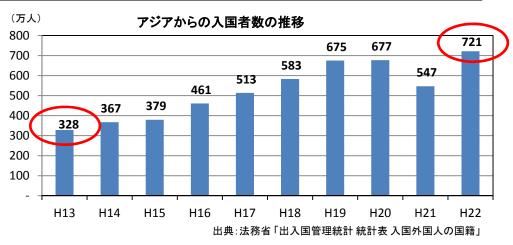
1. フェリー航路の機能強化(国際、国内)

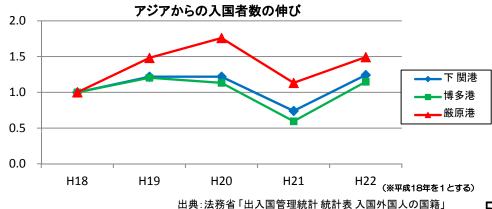
港湾計画変更の背景(情勢の変化)

- ・訪日外国人旅行者数を将来的に3,000万人とすることを目標とした「訪日外国人3,000万人プログラム」を設定し、 その第1期として2013年までに1,500万人との目標達成を目指して、中国をはじめとする東アジア諸国(中国、韓国、 台湾、香港)を当面の最重点市場と位置づけ、大規模かつ効果的な海外プロモーションを展開するビジットジャパン キャンペーンを実施。
- ・平成22年に<u>日本に入国した外国人の7割以上がアジアから</u>であり、アジアからの入国者数はこの10年で2倍以上も伸び ており、今後も更に伸びると予想されている。
- ・アジアに近接し、豊かな観光資源等を有する対馬島は、アジアからの旅客数が年々増加している。









1. フェリー航路の機能強化(国際、国内)

旅客ターミナル施設の再編

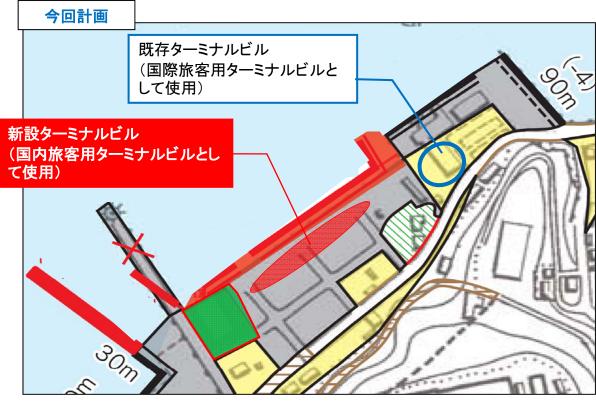
【課題】

・1号岸壁背後の既存ターミナルビルは、国内外の旅客双方に対応するターミナルとして供しており、増加する 外国航路の乗降客数に対応できていない状況。

【対応】

・2号岸壁背後に<u>旅客ターミナルビルを新設し、国内・国外で旅客ターミナル機能を分離</u>することで、増加する 外国航路の旅客数に対応できる。

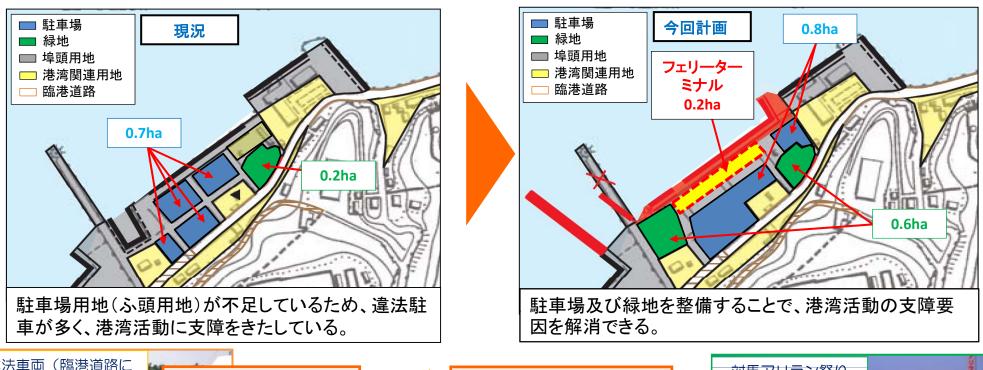




2. 地域活性化に向けた賑わい空間の創出

土地利用計画の見直し

- ・港湾活動に必要なふ頭用地の確保。
- ・地元のイベントを開催する等、島民や観光客が集い、交流するための緑地(シンボル緑地)の確保。



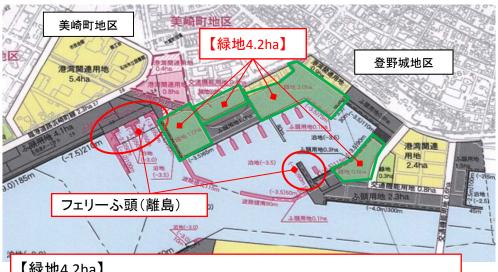


2. 地域活性化に向けた賑わい空間の創出

フェリー埠頭(離島)を活用したみなとまちづくりの事例

- ・離島港湾においては、離島観光及び地元のまちづくりを推進するため、「みなと」と「まち」の一体化 を図っている。
- 離島港湾における緑地計画は、観光振興に大きく寄与しており地域活性化の一端を担っている。

石垣港(石垣島)[H14改訂]



【緑地4.2ha】

ターミナルと乗り場の連結を図り、賑わい広場を設け、みなと祭 り等のイベントを開催する。



平良港(宮古島)[H2O改訂]



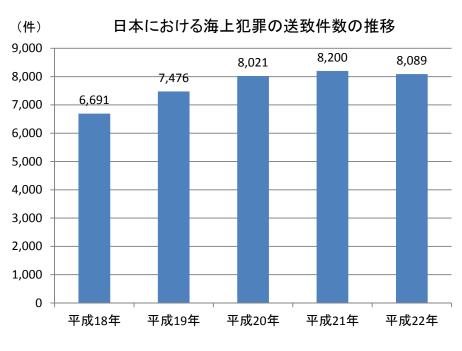
【緑地2.5ha】

シンボル緑地としてイベント等に利用(休息及び交流)

3. 海上保安体制の機能確保

厳原港港湾計画変更の背景(情勢の変化)

- ・東シナ海を巡る諸情勢が緊迫化しており、中国政府が漁業監視船等の増強体制強化を進める旨の報道もなされている。
- →今後、中国政府が、東シナ海における海洋覇権獲得を目指し、漁業監視船や海洋調査船による活動を活発化させることが 懸念される。
- ・緊迫化する、わが国周辺海域の国際情勢に対する対処能力の強化が求められている。



出典:海上保安庁HP

対馬島近海で外国船による事件が近年多発

発生日	事案概要
H21.7.3	韓国人7名、イラン人2名を密入国で検挙
H21.10.21	不審な高速船の情報から追跡するも韓国へ逃走
H21.12.23	密入国であったが領海内航行の証拠がなく韓国海警庁へ引き渡し
H21.12.24	韓国人5名を密入国で検挙
H22.5.14	韓国人9名を密入国で検挙
H23.9.13	韓国漁船がEEZ禁止海域で操業していたため検挙





出典:対馬海上保安部資料

国境周辺の海上保安庁の警備能力の強化が求められている。

3. 海上保安体制の機能確保

【課題】

現在、巡視艇は多層係留されている状況。また、今後大型化も予定されているため、今のままでは有事の際に迅速かつ安全に出動ができない恐れがあることから、巡視艇係留地の機能充実が求められている。

多層係留する巡視艇への対応

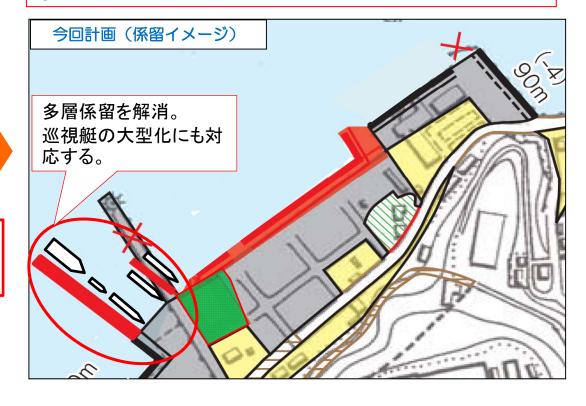


多層係留する巡視艇



巡視艇の係留地を確保する。

- ①巡視艇(4隻)の連携した迅速な出動
- ②H24に予定されている巡視艇の大型化



確認の視点

740-21 to +2	国としての確認の視点
確認事項	基本方針 [※]
離島航路の機能強化	I 今後の港湾の進むべき方向 1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築 (1)海上輸送網の基盤の強化 ⑤ 地域の暮らしを支える機能の確保 離島及び地方における日常生活や地場産業を支える港湾は、周辺の港湾と相互に連携しつつ効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークを形成して、地域の暮らしを支えられるように、地域の特性に配慮した機能を確保する。特に、離島においては港湾が地域の生活に不可欠な交通基盤であることから、就航率の向上等、輸送の安定性の確保に努める。 I 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化 5 地域の自立的発展を支える海上輸送網の拠点 地域の自立的発展を支える海上輸送網の拠点は、地域における生活の安定や、観光による地域活性化等の役割を担う。このため、国土の骨格となる交通体系を形成するように、隣接する港湾間の距離や国土の形状、離島であるか等の地理的条件を考慮して配置する。特に、離島においては、住民生活の安定性及び安全性を確保するため、離島航路における運航率の向上等に配慮する。この海上輸送網の拠点は、地域の歴史・文化、地理的特性を踏まえつつ、効率的な荷役や安全な人の乗降に対応した施設を備える。
地域活性化に向けた賑わい空間の創出	 Ⅰ 今後の港湾の進むべき方向 4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理 ③観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成 観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する。このため、地域の特性に配慮した旅客ターミナル施設や交流施設を整備する。また、まちづくりと一体となって、水際線を有する魅力ある空間を形成する。
海上保安体制の機能確保	I 今後の港湾の進むべき方向 5 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進 新たな海洋立国の実現に向けて海洋政策を戦略的に推進していくため、海洋基本法に基づく海洋 基本計画が策定されたことを受け、港湾においては、計画の目標の実現に向けて、海上輸送の確 保、海洋の安全の確保、海洋環境の保全、離島の保全等総合的な施策を積極的に推進する。

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)